

2016年6月議会一般質問

「学校施設の複合化の課題・児童養護施設を退所した青年へのアフターケア」

民主クラブ 竹村雅夫

件名1. 学校施設の複合化の課題について

皆さんは2001年に大阪教育大学付属池田小学校で起きた、児童らに対する無差別殺傷事件を覚えていらっしゃるでしょうか。

学校に突然刃物を持った男が侵入し、次々に小さな子どもたちを殺傷するという、恐ろしく痛ましい事件でした。今年の6月8日で、ちょうど事件から15年が経ったことになります。

私は以前、池田小学校を訪ねたことがあります。写真は、侵入のあった裏門に建てられたモニュメントです。中央の8つの鐘は、亡くなった8人の子どもたちをあらわしています。



この前に立ったとき、私は胸が締め付けられるようで、いたたまれませんでした。でも、どんなに辛くてもこの事件を忘れてはいけないのだ、とも思いました。

池田小学校事件は、学校にたいへん難しい課題を突きつけました。それは「開かれた学校」と「児童生徒の安全」をいかに両立させるか、という課題です。

池田小学校事件そのものは「きわめて特異でまれな事件」かもしれません。しかし、2008年に起きた秋葉原での無差別殺傷事件の犯人は、当初は小学校を襲うつもりだったものの人が多くて果たせず、秋葉原での襲撃に切り替えたと供述しています。模倣した事件が、起きていた可能性もあるわけです。

資料は、警察庁の平成25年度犯罪動向から、学校を舞台とした刑事事件の認知件数をまとめたものです。すべてが侵入事件というわけではありませんが、窃盗目的の侵入は1814件。児童・生徒が危害を加えられる事件も毎年のように起きています。

殺人	4
強盗	3
放火	19
暴行	533
傷害	1,155
侵入盗	1,814

藤沢でも最近、夜間に学校に侵入があり、窓ガラスが大量に割られる事件が起きています。けっして他所事ではありません。

「開かれた学校」という理念はとても大切ですが、この「学校を開く」とことと「安全の確保」の両立は、どのように進めていけば良いのでしょうか。

池田市小学校事件から15年の節目に、あらためてこの問題について考えてみ

たいと思います。

この写真は、市内のある中学校の正門です。この学校は設立当初は校門がいつも開かれていました。前庭には花壇やベンチが設けられていて、近くの住民の方や老人ホームのお年寄りは、散歩の途中この学校のベンチで休憩して、生徒たちが育てた花を眺めていきました。学校が地域の公園だったのです。



ところが池田小学校事件の後、学校は原則として普段は門扉を閉ざすことになりました。お年寄りが学校の花壇を見ながら休まれる光景は、見られなくなりました。悲しいことですが、これがいまの学校の現実です。

この「開く」と「安全」の両立をさらに難しくしているのが、おそらくは今後いっそう進むであろう、学校施設の「複合化」の問題です。同じ敷地内に複数の施設が併設されることになれば、従来とはまた別の安全対策を確立しておかなければなりません。

池田小学校事件を受けて文部科学省は平成17年に「学校施設整備指針」を改訂して、この「開く」と「安全」の両立についてガイドラインを示しました。

まず、この「学校施設整備指針」についてうかがいます。

(小林教育次長) 「学校施設整備指針」の概要でございますが、この指針は、学校教育を進めるうえで必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したもので、文部科学省において平成4年に策定され、その後の社会情勢や学校教育を取り巻く環境の変化に合わせ改正を重ね、現在の指針に至っているものでございます。

内容といたしましては、基本の方針のなかで、①高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備、②健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保、③地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設整備を掲げております。そのなかで学校施設は、教育内容・教育方法等の変化などに対応し、多様な学習内容や学習形態を可能とする環境の確保はもとより、地域住民にとって最も身近な公共施設として、まちづくりの核、生涯学習の場としての活用を一層積極的に推進するとともに、避難施設としての役割を果たすことができる施設として整備することが重要であるとしています。あわせて、児童生徒の学習及び生活の場として、障がいのある児童生徒にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた施設環境を形成することが重要であるとしています。

少し基本的なことを整理しておきたいと思います。

全国的には「少子化」が言われるにもかかわらず、藤沢ではいまだに児童・生徒が増加を続けています。

ところが市民の方からは、学校には「空き教室」があるはずだから使わせてほしい、という要望が寄せられることがあります。また「空き教室」がないとしても、「授業で使っていないときの教室は貸してもらえないのか」という声があがることもあります。

教育委員会や学校はそのたびに説明に追われることになりますが、こうした混乱の原因のひとつは、「学校開放」と「複合化」の違いが理解されていないことにもあるのかもしれません。

「学校開放」と「複合化」の違いについて、説明してください。

(小林教育次長) 「学校開放」と「複合化」の違いについてでございますが、まず「学校開放」は、学校施設を学校教育に使用していない夜間や休日などに教育活動上または管理上支障のない範囲において地域住民等の活用に供するものでございます。次に、「複合化」は、学校施設と他用途の公共施設等を、相互の機能を維持しつつ、同一建物または同一敷地内に共存させるものでございます。

資料は、文科省の「みんなで考えるこれからの学校施設」というパンフレットからとりました。



▲ 学校開放



▲ 複合化

これを見ていただければ、

「学校開放」と「複合化」の違いがおわかりいただけるかと思います。

学校施設を、学校が使っていないときに地域みなさんに使っていただく「学校開放」は、おおいに歓迎すべきことだと思います。現在でも学校の校庭や体育館は、児童生徒が使っていないときには地域に開放されています。これはぜひ、これからも積極的に進めていただきたいと思います。ただ、それには前提条件があるはずです。

「学校開放」には、学校施設整備指針をふまえた場合、どのような条件があるのでしょうか。

(小林教育次長) 「学校開放」の条件でございますが、学校施設整備指針によると学校や地域の特性に応じた防犯対策を実施し、安全性を確保したうえで、地域住民の積極的な利用促進を図るとされております。

具体的には、非開放部分に部外者が入らないよう、施設面での措置を図り、開放部分の領域を明確化するとともに、開放時の管理者を定め、ルールの明確化と

利用者を含めた合意形成が学校開放の条件となっております。

つぎに、「複合化」についてうかがいます。

藤沢市ではいまから40年ほど前の児童・生徒の急増期に、毎年のように小学校や中学校が新設されました。この頃に建てられた校舎はやがて、ほぼ同じ時期に一斉に建て替え期を迎えることになります。また、市民センターや図書館など多くの公共施設にも、同じように老朽化が進んでいるものも少なくありません。

今議会では、労働会館や藤沢公民館の複合施設をめぐる、様々なご意見もありました。ですが私は、今後の公共施設の建て替えにあたって、とりわけ都市部では「複合化」は当然、検討されるべきことだと思います。

先日、鵜南小学校の建て替え構想が示されました。これによれば、津波対策もふまえ、小学校と保育園、児童クラブの複合施設となるとのことです。

私は、この構想には基本的に賛成したいと思います。「複合化」は、単に用地の都合だけの問題ではありません。そこに入る施設の有機的な連携が生まれれば、とても有意義な施設になるでしょう。

ただし、学校はあくまで子どもたちの学ぶ場です。その機能が損なわれるようなものであってはならないのは当然です。

複合化については、学校施設整備指針などではどのような原則が示されているのでしょうか。

(小林教育次長) 「学校施設の複合化」の原則でございますが、学校施設整備指針では、施設間の相互利用・共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与するとともに、学校施設における児童生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要であるとしています。また、学習環境に障害または悪影響を及ぼす施設との合築や、学習環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設との合築は避けることも重要としています。

「複合化」をする場合の留意点といたしましては、施設それぞれの専用部分、共用部分について領域を明確化するとともに防犯対策に関する責任の所在や役割分担を明確にすること。利用時間帯等を考慮した双方の動線を適切に設定すること。児童生徒の安全の観点から関係者間において十分な連携を図り、防犯対策について共通理解を図ることなどが示されております。

複合施設の図は、ご答弁にあったようにそれぞれの施設の領域ははっきり分けられていて、入口も別です。ただ、建物の内部ではつながっていて、必要があれば内部で交流ができる、これが示されているわけですね。

では、「学習・生活環境の高機能化および多機能化」のためには、どのような施設との複合化が望ましいのでしょうか。

昨年の11月、文科省は「学校環境の向上に資する学校施設の複合化のあり方について」という報告書を公表しました。資料をご覧ください。

ここに示されたデータは、興味深いものでした。学校の複合化というと、その対象としてよく高齢者施設がイメージされることがあります。中には、「この学校はいずれ老人ホームになる」という話が、けっこう本気で信じられていたりもします。

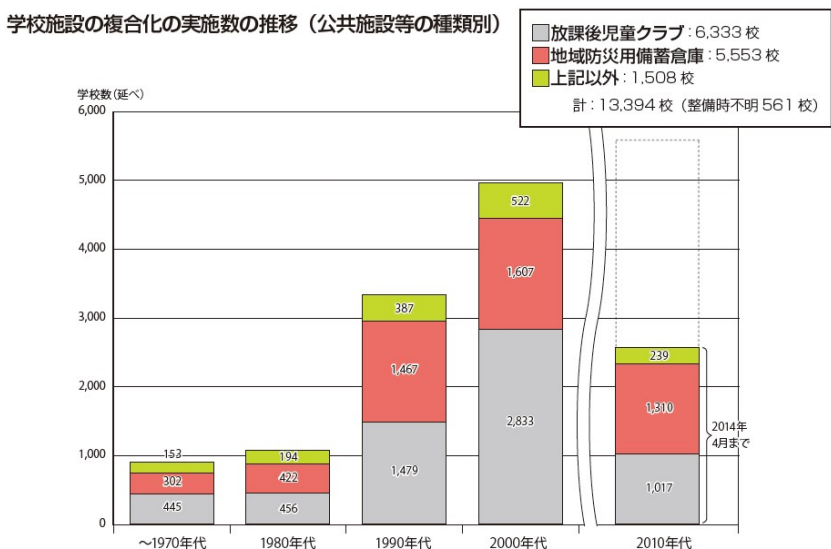
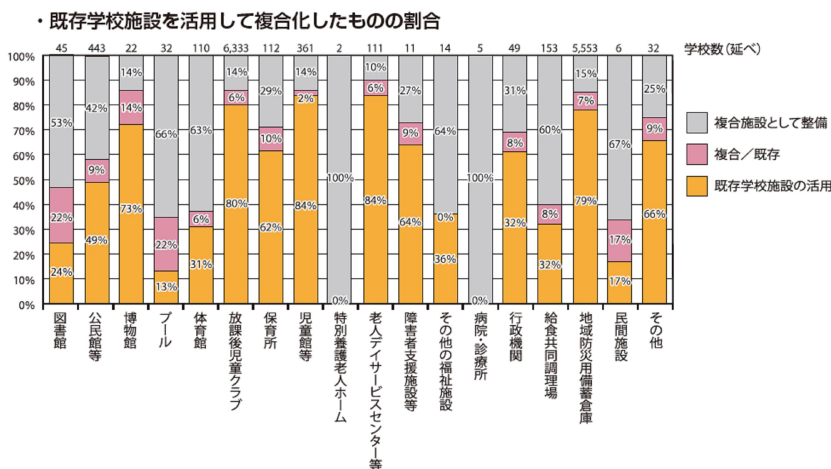
ですがこの報告書を見ると、老人デイサービスセンター等が併設された例はわずか1%弱。特別養護老人ホームとして整備された例は、全国の10,567校中わずか2例だけです。

「学校が将来老人ホームに転用される」という話は、このデータを見る限り、「都市伝説」の世界です。

実際、「高齢者施設と子ども施設との複合化」は、必ずしもうまくいっているとは限りません。神奈川県内でも、小学校と高齢者施設が一体となった複合施設が鳴り物入りで作られたことがありました。ですが、小学生の間に老人性結核が蔓延し、この施設はほどなく閉鎖されました。

複合施設を利用されるお年寄りからの苦情も案外多いそうです。もちろん一部の方だとは思いますが、すべてのご高齢の方が子どもの元気な声を快く思うとは限らないという現実、厳しく見ておく必要があると思います。

一方、圧倒的に多いのは「学童保育」と「防災備品倉庫」です。これは、納得できる気がします。特に学童保育については長期的に見た場合、今後の学校の複



合化に際しての標準ではないのでしょうか。

では、それ以外では、どのような施設との複合化が望ましいのでしょうか。

私はこの間、各地の複合施設を見てきました。その中で特に印象的だったのは、埼玉県志木市の例でした。

志木市には、志木小学校と図書館、公民館の複合施設があります。この施設は、小学校の入る「教室棟」と図書館や公民館の「生涯学習棟」に分かれています。ふたつの棟は渡り廊下やオープンスペースでつながり、相互に交流ができます。



小学校の子どもたちは市立図書館の豊富な蔵書を自由に使えます。子どもたちは本が大好きになり、この図書館の児童書の貸し出し数は、市内でもっとも規模の大きい総合図書館をはるかに上回るそうです。

公民館も隣接していて、公民館の成人学級の方たちが社会人講師として小学校の授業を受け持っています。子どもたちと常に隣り合っている地域の方たちですから、子どもたちの課題もよく理解してくれています。

公民館の休館日には、学校は公民館の集会室や調理室などを自由に使えます。逆に小学校の放課後や休日には学校の施設が公民館施設として開放されます。学校のプールも、ふだんは公民館が管理する市民プールとして開放されています。

この志木小学校の理念は、「地域に根ざした学校をつくるには、学校の中に町をつくれればいい。地域とふれあうことで、子どもたちはたくさんのことを学ぶことができる」ということです。学校の運営には地域のみなさんも積極的にかかわってくださいます。子どもたちも日常的に、地域の活動に参加しています。

このような明確な「開かれた学校」の理念があって、その上でその理念を実現するための施設が設計されているわけです。

今後の学校施設の複合化にあたっては、まず教育的な観点が欠かせないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

（小林教育次長） 今後の学校施設の複合化の考え方でございますが、議員ご質問のとおり、教育委員会といたしましても、まずは学校施設が「子どもたちの学ぶ場」であり、「豊かな学校生活を送る場」であるということを念頭に置いており、この大原則が侵されることがあってはならないと考えております。平成26年度に策定いたしました学校施設再整備基本方針におきましても、複合化にあたっては児童の居場所づくりとなる施設や学校教育と関連性の高い施設との複合化を検討していくこととしており、児童生徒の安全・安心の確保はもとより、複合化によって有意義な交流が生まれるなど、教育的な効果も期待できる施設との複

合化を今後も検討してまいりたいと考えております。

さて、私は以前、この志木小学校を訪ねたことがあります。

学校のコンセプトは「開かれた学校」です。でも、気づいたことがあります。さりげない形ですが、しっかりと厳重な防犯対策がとられていたのです。

入口や動線の分離は当然です。エントランスのすぐ脇にはガラス張りの公民館の事務室があって、施設に誰が入ってくるか、一目でわかるようになっています。死角になりやすい場所には防犯カメラが据え付けられ、モニターでチェックされています。教職員は皆いつもPHSを所持していて、何かあれば、ただちに連絡をとりあい、駆けつけます。「ここまでやるのか」と、ちょっと唖然としました。

「開く」と「安全」の両立。志木小学校はそのひとつの回答かもしれません。

この例でもわかるように、

複合施設の「安全」の確保はどのようにはかるのでしょうか。また「防犯カメラの設置」については、どのようにお考えでしょうか。

（小林教育次長） 複合施設の「安全」の確保についてでございますが、まずは複合化する施設の関係者が、それぞれの運営面や管理面などを理解したうえで連携し、相互に目的の効果を高めていくことが重要と考えております。

施設的には、出入口を含めた双方の動線を適切に設定し、専用部分、共用部分について領域の明確化を図るとともに、その管理区分を明確化していくなかで、施設全体の視点で防犯対策を検討してまいります。

また、防犯カメラの設置につきましては、犯罪の抑止効果を含め、防犯対策として高い効果が見込まれるものと認識しておりますが、児童生徒のプライバシー保護や情報の管理・運用面を含めた整理も必要であり、今後、地域や学校の状況も踏まえたなかで研究してまいりたいと考えております。

平成17年にまとめられた文科省の「安全・安心な学校づくりのためのプロジェクトチーム」の報告書には、こう述べられています。

「学校の安全のための取組は、『地域に開かれた学校づくり』という考え方と相反するものではない。むしろ、一定のルールに従って学校に集まる多くの人々により学校の安全が守られていくことになる。」

「安全な学校」とは、けっして刑務所のような塀に閉ざされた学校ではありません。地域に開かれ、地域のみなさんの見守りがあるからこそ「安全」が守られる、そんな学校だと思います。ただ、それには報告書の言う「一定のルール」が前提であることを申し上げて、件名1の質問を終わります。

件名２．児童養護施設を退所した青年へのアフターケアについて

みなさんは「児童養護施設」をご存じでしょうか。

虐待や養育困難などの理由で親元を離れざるを得ない子どもたちが暮らす施設で、子どもたちはここから小学校や中学校に通い、進学し、社会に巣立っていきます。

現在、藤沢にも「聖園子供の家」と「片瀬学園」というふたつの児童養護施設があります。まず、うかがいますが、

いま、「聖園子供の家」と「聖園ベビーホーム」、そして「片瀬学園」には何人の子どもたちが暮らしているのでしょうか。また、児童相談所の措置によって、藤沢から市外の児童養護施設に措置されている子どもの数は把握しておられるでしょうか。

（平岩子ども青少年部長） 児童養護施設への入所の状況でございますが、神奈川県中央児童相談所および東京都片瀬学園によりますと、平成２８年４月１日現在、「聖園子どもの家」が９８人の定員に対し７５人、「聖園ベビーホーム」が４０人の定員に対し３５人、「片瀬学園」が４８人の定員に対し４１人の入所となっております。また、昨年度１年間に市外に措置された児童数につきましては７１人となっております。

単純合計で２２２名ということですね。

私は、かつて中学校で聖園子供の家から通ってくる生徒たちを教えていました。どの生徒も、学校では明るい、元気なごく「普通の」生徒たちです。

どうかすると児童養護施設にマイナーなイメージを持たれる方もいらっしゃるかもしれませんが、けっしてそんなことはありません。

ただ、ふとした機会に、彼ら・彼女らが出会ってきた、子どもにはあまりに重すぎる経験や、さまざまな悩み、将来への不安などに会うこともあります。それも事実です。

児童養護施設や里親の下で子どもたちを育てることを、「社会的養護」といいます。親に変わって、社会全体がその子たちを育てるのだ、という考え方です。

ですが、私たちは「社会的養護」という役割と責任を負っていることについて、どれほど自覚をしているのでしょうか。

児童養護施設にいる間はまだ良いのかもしれませんが、しかし、彼ら・彼女らはいずれ社会に巣立っていきます。

想像してみてくださいたいのです。中学や高校を出たばかりで誰にも頼れず、

たったひとりで社会に出て行くことがどれだけ過酷か。

私には、忘れられない記憶があります。

以前、養護施設を訪ねたとき、私が中学校で教えた卒業生に出会いました。施設をもう離れていたのだけれど、事情があって一時的にまた戻って来ている、というのです。

その事情とは、こんなことでした。彼女は、がんばって勉強して大学に合格し、奨学金をもらって通い始めました。ですが児童養護施設を出た青年の場合、大学で勉強するだけではなく、自分の住むアパート代や日々の生活費、通学の交通費や授業のテキスト代などを、すべて自分で働いて稼ぎ出さなくてはなりません。

授業以外の時間はすべてアルバイトに費やして体力の限界いっぱいの毎日を過ごした末、彼女は体をこわし、大学を中退してしまいました。結局、資格も取れず、奨学金が借金として残りました。

彼女は私の顔を見て、ポツリとこう言いました。

「先生、私たち結局は最後、男子はホームレスで、女子は風俗なんだよ。」

私は、言葉に詰まりました。まだ20歳にもならない若者に、こんな言葉を言わせて良いのでしょうか。

この言葉は、けっして極論ではありません。「あすなろサポートステーション」の設立趣旨には、こんな言葉があります。

「ドロップアウトして、生活困窮や路上生活、性産業に身をおとすことがある」。けっしてまれな事例ではないのです。

彼ら・彼女らが児童養護施設に来たのは、その子たちの責任ではありません。

なのに、彼ら・彼女らは自分たちの将来に「希望」を持てずにいます。

「社会的養護」という言葉を、もう一度思い出してください。実の親に頼れないその子たちの養育責任は、この社会全体にあるのではないのでしょうか。

うかがいますが、

現在、児童養護施設を退所したあとの青年には、どのようなアフターケアがあるのでしょうか。

（平岩子ども青少年部長） 児童養護施設の退所者に対する支援といたしましては、これまで自立援助ホームの利用や、各児童養護施設において対応ができる範囲での支援が実施されておりました。しかしながら、これらの児童は就労や住居、生活費等社会的自立へ大きな不安を抱えているケースがある現状を鑑み、平成26年7月に神奈川県が県域の事業として、社会的自立及び安定就労を支援するため、その拠点となる「あすなろサポートステーション」を辻堂に開設しております。この「あすなろサポートステーション」では、児童への訪問相談や情報発信、

専門相談機関への同行や交流の場としてのフリースペース設置などの支援が行われております。

「あすなろサポートステーション」が辻堂に開設されてから、約2年が経ちました。先日、私は「あすなろサポートステーション」にうかがって、その後の経過についてお話を聞かせていただきました。

マンションの一室を使った、アットホームな相談の場です。ひとりで寂しくなったり、困ったことがあれば、実家のかわりにいつでも訪ねていくことができます。



▲あすなろSTの一室

平成27年度の来所者数は764名、相談件数はのべ665件にのぼりました。現実にはこれだけのニーズがある、ということです。

ですが、これだけの相談をわずか2名のスタッフと、ボランティアでこなしています。県からの予算は年間870万円ほどです。これで、政令市と横須賀以外の全県域をカバーしなければなりません。県からの予算で足りない部分は寄付でやっとまかっています。

私は基本的には、ぜひ神奈川県にもっと積極的に「あすなろ」を支援していただきたいと思いますが、同時に、

藤沢市もぜひ、「あすなろサポートステーション」との連携に一定の役割を果たしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

(平岩子ども青少年部長) 児童養護施設を退所する児童は、社会へ出て、さまざまな困難に直面することも少なくなく、個々の状況に応じた支援が必要となっております。

市との連携といたしましては、生活面の支援として生活援護課での生活保護受給手続き、就労等自立に向けた支援としてはジョブスポットふじさわやユースワークふじさわ、個別サポート事業があります。また、民間の事業者との連携といたしましては、市社協のふじさわ安心センターでの日常的な金銭管理の支援や、NPO法人湘南ライフサポートセンターが行う無料低額宿泊所の利用、市内企業における実習場所の受入れ協力などがあります。

今後も引き続き、庁内関係各課や民間機関と横断的な連携を図る中で、役割を果たしてまいりたいと考えております。

藤沢市の社会福祉協議会は「あすなろサポートステーション」と連携して介護人材の育成事業を始めたそうですが、その概要についてお聞かせください。

（片山福祉部長） 市社会福祉協議会と介護人材育成事業でございますが、今年度から、市内の社会福祉法人との協働で実施している介護職員初任者研修の中で、「あすなろサポートステーション」と連携し、児童養護施設に入所又は退所された方等を対象にした事業を始めます。

その概要は、まず、介護職に興味を持っていただくとともに、研修者の不安を和らげるため、施設の職員の方も一緒に参加するオリエンテーションを開催し、介護の仕事の紹介をいたします。

次に、現場の雰囲気を知っていただくため、研修前に市内の高齢者施設や障がい者施設を職場体験し、研修中や修了後も、市社会福祉協議会のスタッフが伴走型の様々な個別サポートを行うことで、離職の防止や継続的な就労につなげてまいります。

なお、研修費用についても、支払いが困難な場合には市社会福祉協議会の基金等を活用して、本人の負担無く受講できるよう、対応を予定しているところでございます。

先日、社会福祉協議会の方にお会いしましたら、先日のオリエンテーションにはさっそく2名の参加があったそうです。ぜひ、有意義なものとしていただきたいと思います。

さて、私たち民主クラブでは、先日、世田谷区で始まった児童養護施設退所者への支援事業である「せたがや若者フェアスタート事業」を視察しました。

この事業では児童養護施設を退所した青年への支援として、つぎの3つの事業を行っています。

ひとつは退所後の相談支援、住宅の支援、そして区独自の給付型奨学金です。

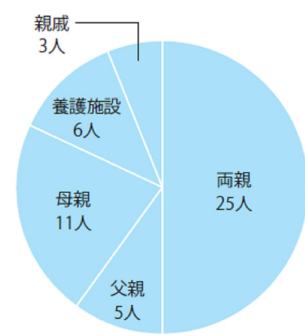
さて、このうち相談支援については「あすなろ」が辻堂にあるわけですから、これはできています。

あとは住居支援と奨学金です。このうち住居の問題ですが、私はこれは非常に重要なことだと思います。

NPO法人「ビックイシュー基金」が、2008年に30代以下のいわゆる「若者ホームレス」に聞き取り調査を行ったことがあります。この報告書を読んでショックだったのは、「若者ホームレス」の12%が児童養護施設の出身者だった、という事実でした。

統計では児童養護施設で暮らす子どもは同世代の0.14%、1万人に14人ですから、ホームレスの100人中12人、つまり1万人に1200人という出現率は異様に高い数字です。

なぜ、そうなるのでしょうか。もし私たちが社会で躓いたとしても、私たちには逃げ帰ることのできる「実家」があります。ですが児童養護施設を退所した若者たちには、頼れる「実家」はありません。



また、いままで、児童養護施設を退所した青年たちの多くは、住み込みや寮のある仕事先に就職していました。しかし、これだとは何かの理由で仕事を辞めてしまったり、会社が倒産したときは、仕事だけでなくいっぺんに住む場所も失ってしまうことになります。

ですから、「結局はホームレス」と言う言葉は、現実の問題なのです。

このために、世田谷では「住居支援」を就職先とは切り離して実施するようにしたわけです。これであれば、仕事を失ったとしてもただちに住む場所を失うことにはなりませんし、仕事の選択肢も増えます。

「あすなろ」でも、この「住宅支援」をぜひ実現してほしい、と強く要望していました。

もちろんこれも、基本的には県の課題ではあるのですが、「あすなろ」では継続的なアフターケアのためには、なるべく「あすなろ」の近く、できれば藤沢市内に住んでいる方が支援しやすい、と言います。

藤沢市でも、たとえば市営住宅を活用するなど、何らかの住居支援はできないでしょうか。

(石原計画建築部長) 児童養護施設を退所した方への市営住宅の提供についてでございますが、市営住宅の入居者は夫婦又は親子を主体とした家族としているため、青年層の単身者が市営住宅に入居することは、困難な状況でございます。今後、このような若者の自立の視点を含め、住宅政策を総合的に検討していく中で、児童養護施設を退所した方への住まいの確保について関係各部と連携しながら、研究してまいります。

今回、はじめて問題提起させていただいた課題ですので難しいとは思いますが、「住居支援」は、社会的養護にかかわる多くの方が指摘する、重要な課題です。ぜひご検討をお願いします。

つぎに、奨学金についてです。

現在、児童養護施設出身者の大学進学率は一般の若者の大学進学率に対して、

1／3程度でしかありません。また、冒頭に紹介した卒業生のように、中退してしまう割合も約30％と、一般の大学生の3倍にのぼっています。

この問題を解決するには、給付型奨学金がぜひ必要なのです。

鈴木市長は、藤沢市独自の給付型の創設を打ち出されました。



この奨学金について、現在の検討状況をお聞かせください。

(小林教育次長) 給付型奨学金制度の現在の検討状況でございますが、これまで市内の検討組織としては「藤沢型地域包括ケアシステム」の「子ども・子育て・若者に関する専門部会」において検討してまいりましたが、今後につきましては、教育委員会におきまして、大学等に進学するための給付型の奨学金制度の創設について検討してまいりたいと考えております。

現時点におきましては、事業の目的からも対象者につきましては、学習意欲があり一定基準の所得に満たない世帯の子どもを対象と考えており、その中には、生活保護世帯、ひとり親家庭、生活困窮者自立支援制度に該当する子ども、児童養護施設出身の子どもなども含まれると考えております。また、支給額につきましては、十分に学業に専念できるものとなるよう検討してまいりたいと考えております。

今後につきましては、「藤沢市市政運営の総合指針2016」の改定作業の中で、効果的な制度を検討するとともに実施に必要な財源確保等について整理したうえで、本市に相応しい、給付型の奨学金制度を早期に実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

学費の全部でなくても良いのです。たとえば月額3万円だとしても、アルバイトに換算すると、30時間くらいのアルバイトをしなくて済むことになるわけです。その分、勉強に充てたり、休養がとれる。3倍にのぼる中退を減らす上でも、非常に意味があると思います。ぜひよろしくをお願いします。

さて、児童養護施設を退所した青年たちへのアフターケアにかかわる部署は、非常に多岐にわたっています。福祉、産業労働、住宅、教育委員会、そして社会福祉協議会もかかわります。ところが、これらの全体を横断的に把握して、連携・調整をはかる部署はないわけです。

現在、藤沢市はさまざまなセクションが横断的に連携して支援を必要とする人たちを支えていく「藤沢型地域包括ケアシステム」の構築を進めておられます。

これは本当に貴重なとりくみだと思います。

このような縦割りの枠を越えた支援のネットワークは、児童養護施設を退所した青年たちへの支援にも必要なものではないのでしょうか。

また、これらは、藤沢市だけで支援すれば良いというものではないと思います。

「あすなろサポートステーション」を支える仕組みづくりについて、茅ヶ崎市や寒川町との広域連携のほか、聖園子供の家や片瀬学園、あすなろサポートステーション、県や藤沢市、市社会福祉協議会などの担当者が定期的に協議し、連携する、そんな場が設定できないでしょうか。

（小野副市長） 児童養護施設の退所者は、最も頼れるはずの家庭というセーフティーネットがなく、18歳で迎える施設退所時には自立を余儀なくされます。一人暮らしや就職など、初めて経験する社会生活では、様々な試練に直面する事もあり、なかには職場になじめず、短期間での離職や、同時に住まいを失うなど、生活困窮に陥るケースも少なくないと聞いております。

「あすなろサポートステーション」では、こうした児童養護施設退所者の相談に対して、寄り添ったサポートを実施するため、各市町村窓口をはじめとする関係機関と連携し、相談支援を実施しているものと認識しております。

多様な相談を支援にしっかりと繋げるためには、近隣市間による情報共有や連携が重要であると考えておりますので、広域連携によるネットワークの構築につきまして検討してまいりたいと考えております。

また、聖園子供の家、市社会福祉協議会など、多様な支援を行っている機関の連携による支援ネットワークの構築を進めるため、ご提案のような場の設定について、関係機関と協議を進めてまいります。

児童養護施設で暮らす子どもたちが将来の希望を語るとき、必ずこんな話をしてくれます。

「自分はおおぜいの人たちに支えられてここまで来た。だから、今度は自分が人を支える仕事につきたい」

けっして、上辺だけの言葉ではありません。適切な支援があれば、彼ら・彼女らはきっとその理想を実現し、今度は人を支える立場に立ってくれることでしょう。そんな、すばらしい力をもった青年たちなのです。

最後に、冒頭に紹介した、大学に挫折した彼女のその後をお話ししたいと思います。

彼女はおおぜいの人たちの支えのもとで挫折を乗り越え、今度は介護の資格を取り、今は介護施設で一生懸命に働きはじめています。きっと、人の“痛み”を

知る、支えあうことの大切さを知る、素敵な介護士さんになってくれると、私は信じています。

どうか、彼ら・彼女らの「希望」を支えるために、社会的養護の責任を持つ私たちが、そして藤沢市ができることについて積極的なご検討を要望し、私の一般質問を終わります。